

# 災害時避難行動円滑化に向けた避難訓練プログラム制作等請負業務 仕様書

## 第1 件名

災害時避難行動円滑化に向けた避難訓練プログラム制作等請負業務

## 第2 目的

災害時には、各地域の防災を担う消防団員が、住民の安全な避難のために声かけを行っているが、住民の居住地における災害時の危険性、安全な避難方法についての理解不足や、消防団員の減少等による避難時の声かけ体制等が課題となり、平成30年7月豪雨では、避難勧告等が発令されても、住民の円滑な避難行動につながらなかった。

本業務では、府内各市町村と連携のもと、今一度地域毎の危険性を地域全体で共有した上で、消防団が中心となり、地元事業者や自主防災組織等の住民と合同で体系的な訓練が実施できるように、避難訓練プログラムの制作及び避難行動に関する研修を行い、風水害時の住民避難行動円滑化を図ることを目的とする。

## 第3 定義

本仕様書において、甲とは委託者である京都府をいい、乙とは受託者をいう。避難訓練プログラムは、訓練を実施する際の、対象者、実施場所、災害の種類、被害想定などの条件を設定した上で、具体的な訓練方法について映像や文書を用いて解説する教材のことをいう。

## 第4 事業内容及び期間

### 1 内容

- (1) 避難訓練プログラムの制作に係る資料収集・撮影・データ編集等
- (2) 避難訓練プログラムの映像及びテキスト教材のデザイン・校正等
- (3) 避難訓練プログラムの教材媒体の制作
- (4) 風水害時における避難行動の研修に関すること

### 2 期間

契約締結日から令和3年2月5日（金）

## 第5 業務計画書の提出

- 1 乙は、本業務の契約締結後、次の事項を記載した業務計画書を甲に提出し、承認を得ること。
  - (1) 業務工程表
  - (2) 実施体制
  - (3) 業務内容
  - (4) 実施方法
  - (5) その他、甲が必要と認める事項

## 第6 請負業務内容

### 1 避難訓練プログラムの制作に係る資料収集・撮影・データ編集等

地域の災害危険度（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）や災害リスク（過去の災害実績）に応じて、府内各地域の消防団分団（分団内にある部及び班も含む）が、地域にある地元の事業者や自主防災組織等の住民等を参加させた避難訓練が実施できるように、甲と調整の上、以下の4種類の避難訓練プログラムを制作するために必要な資料の収集、映像の撮影及びデータ編集作業等を行

うこと。

避難訓練プログラムの中には、以下の項目を必ず組み込むとともに、訓練内容に応じて、追加が必要な項目があれば甲と協議の上で追加すること。

(1) プログラムの項目内容

- ア 目的
- イ 災害想定
- ウ 地域想定
- エ 被害想定
- オ 定員（消防団、事業者、住民ごとに設定すること）
- カ 所要時間
- キ 訓練場所の条件
- ク タイムスケジュール
- ケ 訓練シナリオ
- コ 訓練実施に必要な資機材及び備品等

(2) 4種類の避難訓練プログラム

ア 情報入手伝達訓練

(ア) 訓練の目的

雨雲や台風の動向、河川水位や土壌雨量指数など、安全に避難するために必要な情報の入手から地域内で迅速かつ正確に共有する手段を訓練し、地域内での円滑な避難行動へとつなげる。

(イ) 訓練実施方法

安否を知らせる側と安否を確認する側に分かれて、エリアごとに担当者を決めるなど、具体的な安否確認手順を示して訓練をする。

また、情報収集する機器ごとに入手段や操作手順等を詳しく紹介するとともに、各避難所から避難者数をトランシーバー等用いて情報を共有する等地域内で情報共有が行える具体的な方法等を訓練する。

イ 声かけ人材によるプッシュ型避難誘導訓練

(ア) 訓練の目的

地域毎に避難の声かけ体制を構築するための訓練を実施することで、災害時の地域住民の円滑な避難を推進する。

(イ) 訓練実施方法

各地域で訓練時の誘導責任者を決定し、責任者を先頭に、自宅から避難所までの危険箇所の位置関係を把握し、実際の避難を想定した経路で歩くなど、図上ではできない経路上の問題点等も確認する。

ウ タイムライン活用避難訓練

(ア) 訓練の目的

地域内での住民による話し合いにより作成された水害等避難行動タイムラインを活用した実働訓練を行い、災害時の有効性を検証する。

(イ) 訓練実施方法

水害等避難行動タイムラインの内容に応じて、他の訓練と組み合わせ、避難時の声かけ体制や円滑な避難が実行されるかを検証する。

## エ 避難行動要支援者実働避難訓練

### (ア) 訓練の目的

身体、視覚、聴覚障害者の機能特性、高齢者や妊婦などの身体状況に応じた避難の支援方法を習得する。また、避難行動要支援者の所在を確認する訓練を実施する等、地域における災害時の円滑な避難行動支援体制の構築を図る。

### (イ) 訓練実施方法

健常者では気付かない避難経路上の課題点や誘導するための適切な行動（立ち位置や支援部位など）が確認できるようにする。

要支援者に対する災害時を想定した電話での安否確認を行う。

救護用担架や車椅子等を用いた救助訓練を行う。

- 2 避難訓練プログラムの映像及びテキスト教材の校正・デザインに関すること  
資料収集、撮影、データ編集内容等をもとに動画及び文書による教材を制作すること。なお、制作にあたっては、スケジュールや内容等によって甲と協議した上で進めることとし、甲から了承を得られたことをもって校了とする

#### (1) DVD教材の制作

構成は、避難訓練プログラム全体についての概要説明5分～10分程度と、5～10分程度の避難訓練プログラムを4プログラムとし、全体が25～50分程度の教材とする。また、教材内容の理解を補助するため、テロップや解説等を加えることにより、これまでに訓練の企画及び実施をしたことがない者でも主体的に訓練を計画し実施できる教材内容とすること。

#### (2) テキスト教材の制作

DVD教材の内容に準拠したものとし、4種類の避難訓練プログラムごとに、詳しい訓練方法の解説や地域での訓練実施に必要な様式類も含んだ上で、構成すること。

また、本業務で実施する研修用の教材としても活用できるように、災害や避難に関する基礎的な知識も習得できるように、教材内容に組み込むこと。

- (3) 資料映像、資料写真、図等を使用し、内容にあわせ、分かりやすく表現し制作すること。
- (4) 効果的な教材の表現方法を提案し、甲と相談し教材を制作すること。
- (5) 制作した教材については、電磁データとしてメディアに保存の上、納品すること。また、甲と相談し、ホームページ等にアップ可能な汎用性の高い動画形式に変換し、納品すること。

## 3 避難訓練プログラム教材媒体の制作

### (1) DVD教材の媒体仕様

(ア) DVDオーサリング、原盤作成

(イ) 数量 1,000枚

### (2) テキスト教材の媒体仕様

(ア) A版、4色刷り、マットコート紙110kg以上、30頁程度

(イ) 数量 1,000部

### (3) 納品

(ア) 甲が別途指定する数量に仕分けした上で納品すること。

#### 4 風水害時における避難行動に関する研修

##### (1) 研修内容

###### ア 講義①（４０分）

近年の豪雨の特徴や風水害の基礎的内容

災害時の声かけの重要性

水害等避難行動タイムラインの概要や必要性について

###### イ 個人ワーク①（３０分）

京都府マルチハザード情報提供システムの説明と実践

居住地の危険性を京都府マルチハザード情報提供システムにより閲覧

・土砂災害の危険性

・洪水浸水想定区域

・避難場所の確認 等

###### ウ 講義②（４０分）

避難スイッチ（避難の目安）の説明と参照情報

・避難スイッチの概要（事前避難と緊急避難について）

・避難情報・気象情報・水位情報・警戒レベルの説明

・気象庁の洪水警報の危険度分布の説明

・京都府の土砂災害危険度情報の説明

・京都府の河川防災情報の説明

###### エ 個人ワーク②（３０分）

居住地域における避難スイッチの検討。

###### オ 個人ワーク③（２０分）

どこへ・どのように避難するべきかの解説

・指定緊急避難場所の確認。

・次善の避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合に備えて、事前に決める比較的安全な場所）の検討。

###### カ 研修の総括（５分）

本日のまとめ

##### (2) 開催方法

###### ア 対象者

市町村が推薦する消防団員及び自主防災組織等の役員等

###### イ 実施回数、日時、時間及び場所

実施回数は、１２回以上とする。

実施日は、甲が指定する日（甲と調整の上決定）とする。

研修時間は、３時間程度を基本とし、実施する地域の実情に応じて甲と調整の上決定する。

実施場所は、京都市及び京都府広域振興局の管内とし、参加者が集まりやすい会場を甲と調整し決定する。

##### <実施予定地域>

| 開催地域 | 参加対象市町村       |
|------|---------------|
| 乙訓   | 向日市、長岡京市、大山崎町 |
| 宇城久  | 宇治市、城陽市、久御山町  |

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 綴喜    | 八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町    |
| 相楽    | 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村 |
| 亀岡    | 亀岡市                   |
| 南丹・船井 | 南丹市、京丹波町              |
| 舞鶴    | 舞鶴市                   |
| 綾部    | 綾部市                   |
| 福知山   | 福知山市                  |
| 宮津・与謝 | 宮津市、伊根町、与謝野町          |
| 京丹後   | 京丹後市                  |
| 京都市   | 京都市                   |

ウ 参加者定員

1回当たり50名程度を基本とし、実施する地域の実情に応じて甲と調整の上決定する。

エ 運営者の体制

(ア) 実施責任者

実施責任者は研修業務全体の総括をする。

(イ) 講師

研修の運営・進行を行う。

(ウ) 補助員

会場準備や資料配付等の講師のサポートをする。

オ 研修計画の作成

甲を通じて市町村へ開催案内を送り調整した上で、具体的な実施時期、場所、内容を記載した研修計画を作成し、甲の承認を得ること。

カ カリキュラム及びテキストの作成

研修に使用するカリキュラム及びテキストを甲と調整の上作成する。

(ア) 甲から提供する「水災害等避難行動タイムライン作成指針」及び甲が実施するタイムライン作成ワークショップの資料を、テキスト作成の基礎資料とすること。

(イ) 研修を実施する地域の災害危険情報（土砂災害警戒区域や浸水想定区域等）及び避難所情報等について、京都府マルチハザード情報提供システムから情報入手を行い、テキスト内容の一部とする。

(ウ) 上記2で作成する避難訓練プログラム（冊子に限る）に、研修の中で必要な教材を組み込むこと。

キ アンケートの回収及びとりまとめ

参加者の満足度及び理解度を把握するため、研修終了後にアンケートを回収し、研修開催毎に結果の分析を行い報告する。アンケートは択一式で作成する等、回答結果を数値化してわかりやすく報告できるように配慮すること。

アンケート結果により研修の改善点等がある場合は、甲と調整の上、実施方法等の見直しを行う等、研修品質の向上に取り組む。

ク 研修運営上の事務作業

研修会場の手配、研修用の資料・資機材等の準備、研修の参加者募集案内

等の作成及び参加者名簿の作成等の各種事務作業を行う。

(ア) 研修会場の手配

京都府広域振興局や市町村と調整し、京都府や市町村の庁舎内会議室等を手配する。(費用負担無し)

ただし、庁舎内会議室が確保できない場合は、民間会議室等を受託者の負担により確保すること。なお、参加者が余裕を持って研修が受けられる(長机1台当たり2名程度)ように会場を確保すること。

(イ) 参加者の受付及び情報の管理等

甲や市町村(地域)との連絡調整のため、専用の電子メールアドレスを準備すること。また、研修の参加者受付の漏れや個人情報の管理を徹底するほか、参加者の所属、氏名、役職等を記載した受付名簿を作成すること。また、申し込み期間の終了後に参加者の変更があった場合には、速やかに名簿を更新すること。

(ウ) 研修資料及び機材等の準備

研修の講義及びワークショップで必要となるプロジェクター、マイク、スピーカー、スクリーン、立て札、筆記具、模造紙等を必要に応じて準備する。

(エ) 募集案内等の作成及び申し込みの受付

研修の募集案内等を作成し、甲と調整の上、市町村等へ送付し、申し込みの受付及び参加者名簿の作成等を行う。

(オ) 名札の作成

参加者の所属、氏名、研修の実習グループ等が記載された名札及び講師等の名札(所属、氏名)を作成すること。

(カ) 研修会場の運営補助作業

会場の設営、テキストや資料等の配布、参加者の受付、司会進行、記録(写真撮影等)及びアンケート回収等の運営補助を行う。

## 5 事業スケジュール(案)

| 日程     | 研修企画                    | 避難訓練プログラム            |
|--------|-------------------------|----------------------|
| 6月中旬   | 打ち合わせ、研修計画の提出           |                      |
| 6月～8月  | 実施市町村調整<br>準備(講師、会場の確保) | プログラム内容調整<br>プログラム制作 |
|        | 計画策定・研修実施               |                      |
| 9月～12月 | 研修実施(地域毎に順次)            | 訓練実施(地域毎に順次)         |
| 1月     | 実施結果とりまとめ               |                      |
| 2月初旬   | 実績報告書提出                 |                      |

## 6 業務の進め方

(1) 本委託業務は、本仕様書及び以下の法令・基準等に準拠して実施するものとする。

① 団を中核とした地域防災力の強化充実に関する法律(平成二十五年十二月)

- 十三日法律第百十号)
- ② 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）
  - ③ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
  - ④ 京都府地域防災計画
  - ⑤ 京都府水防計画
  - ⑥ 市町村地域防災計画
  - ⑦ 水害等避難行動タイムライン作成指針（平成30年5月 京都府）
  - ⑧ 避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月 内閣府）
  - ⑨ 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省）
  - ⑩ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）
  - ⑪ その他、本業務に係る法令、技術基準等
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次、甲と協議を行い、甲の担当職員の指示により業務を進め、業務の結果については、速やかに報告すること。なお、定期的に甲の担当職員と打ち合わせを行い、業務の進捗状況等を報告すること。
- (3) 乙は、甲の担当職員と打ち合わせを行った内容を、協議録等にて速やかに提出すること。
- (4) 業務（研修及び訓練等）の実施に必要な本業務で制作する教材以外の各種様式やテキスト等については、基本的に全て乙で準備すること。なお、参加者向けに大量の印刷等が必要な場合等は、甲の担当職員等と協議の上で進めるものとする。

## 7 避難訓練プログラム及び研修結果報告書の提出等

甲に納品する成果品は、以下のとおりとする。

なお、業務完了後は、甲の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持してはならない。

- (1) 風水害時における避難行動に関する研修の開催結果に基づく報告書  
（様式自由 2部）
- (2) 避難訓練プログラムの教材媒体に関する報告書（様式自由 2部）
- (3) 上記(1)～(2)の電子データ（DVD-R 2枚）
- (4) その他、甲の事業担当者が指示するもの
- (5) デジタルデータは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、甲の担当者と協議すること。

## 8 納入場所

京都府危機管理部危機管理総務課

## 9 留意事項

- (1) 本委託業務の開始から終了までの間、乙は、経過内容全般を常に把握している担当者を配置し、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に係る出納経理に関する実地の検査が行われる場合、乙は協力すること。
- (3) 乙は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、甲の許可無く他に漏らしてはな

らない（受託終了後も同じ）。

- (4) 府内市町村が本業務の成果品を利用して行う研修や訓練に際し、各市町村の実情に即して内容を変更することについて、乙は無条件に許諾すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して決定するものとする。